

令和3年1月18日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会

業務マネジメント部会(令和2年度第1回)

資料5

受注インセンティブ向上や担い手確保を踏まえた入札契約方式の運用改善について

事業促進PPPの運用改善検討について

<背景>

- 事業促進PPPは業務件数が増加傾向の一方、入札不調も増加
- このため、受注意欲を向上させるためには、受注インセンティブの向上策が必要
- また、事業促進PPPを継続的に実施するには、受注インセンティブの向上だけではなく、マネジメント業務に必要な能力を有した者を適切に評価する等の取組を通じた、担い手の確保・育成が必要

<本日ご意見を頂きたい点>

- 受注インセンティブ向上策として、試行中の取組をガイドラインへ反映
- 今後、受注制限の緩和や実績の評価等、更なる受注インセンティブ向上策を引き続き検討
- また、高度なマネジメント能力を持つ担い手を確保・育成するための方策を検討
- 事業促進PPPの運用改善方策（事務局案）について、ご意見を頂きたい

事業促進PPPとは

- 平成24年度以降、三陸沿岸道路等の復興道路事業等において、事業促進PPPを導入
- 事業促進PPPを必要なときに速やかに導入するため、標準的な実施手法、業務内容、仕様書の記載例等を示すガイドラインを平成31年3月に策定

＜主なポイント＞

1. 適用事業

- 1) 大規模災害復旧・復興事業
- 2) 平常時の大規模事業等

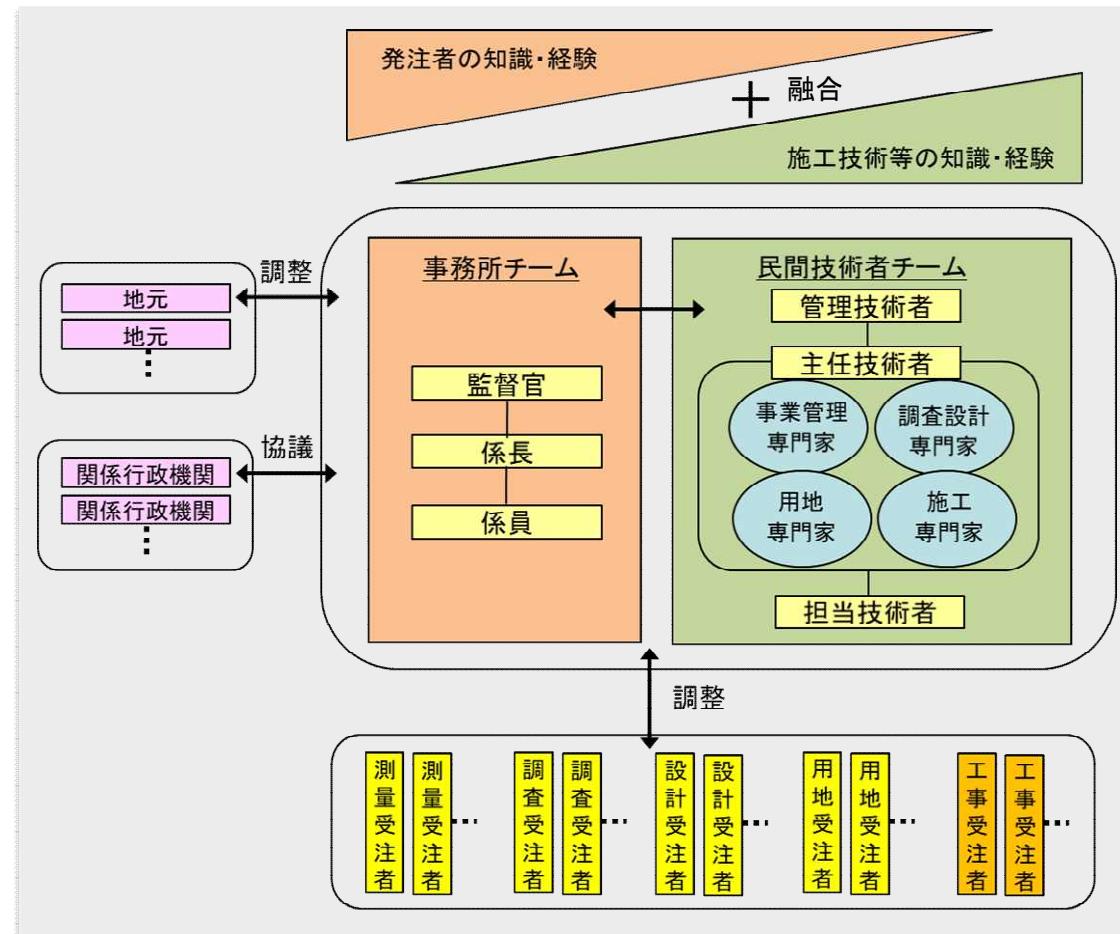
2. 特徴

- 1) 直轄職員が柱となる
- 2) 官民の知識・経験の融合により、事業を促進
- 3) 予算、契約、最終的な判断・指示は、発注者の権限
- 4) 積算、監督、技術審査等の発注者支援業務とは区別
- 5) 工事の特性に応じ、技術提案・交渉方式を活用

3. 業務内容

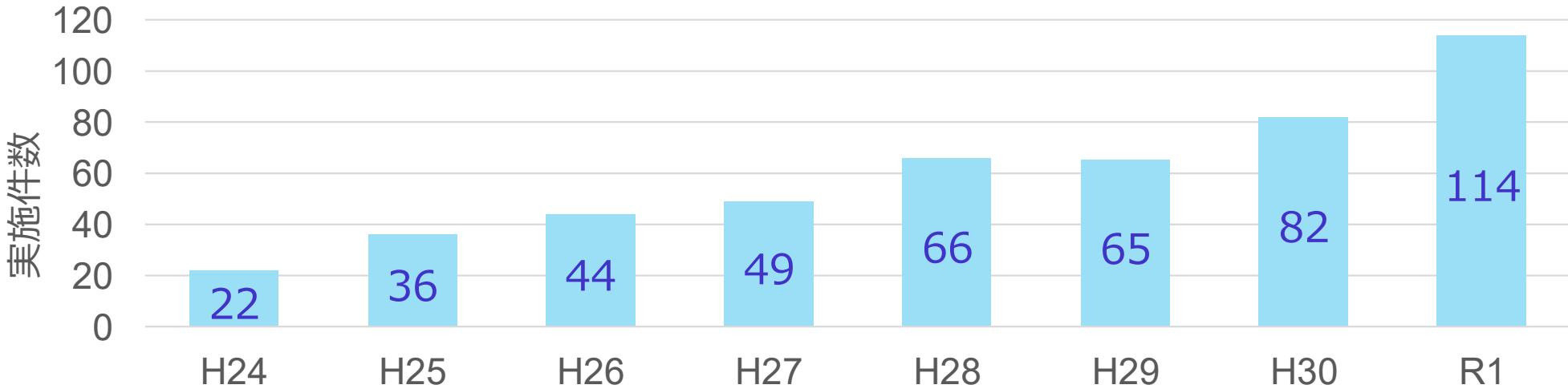
- 1) 全体事業計画の整理
- 2) 測量・調査・設計業務等の指導・調整
- 3) 地元及び関係行政機関等との協議
- 4) 事業管理（工程・コスト等の管理）
- 5) 施工管理

事業促進PPPの体制例



事業促進PPPの実施状況

- 事業促進PPP等は平常時の大規模事業等にも導入されており、年々増加傾向
- H24→R1で実施件数は約5倍に増加



	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
北海道	1	2	3	3	3	6	7	4
東北	10	11	13	14	16	17	12	8
関東	0	4	6	7	7	5	12	21
北陸	0	0	0	0	0	0	0	7
中部	6	10	8	10	9	9	9	16
近畿	2	5	7	7	11	14	17	18
中国	0	1	3	3	3	1	4	6
四国	0	1	1	2	5	6	8	13
九州	0	0	1	1	10	5	10	17
沖縄	3	2	2	2	2	2	3	4
全国	22	36	44	49	66	65	82	114

※事業促進PPPと事業促進PPPと同様の特徴を有するCM・PMを集計

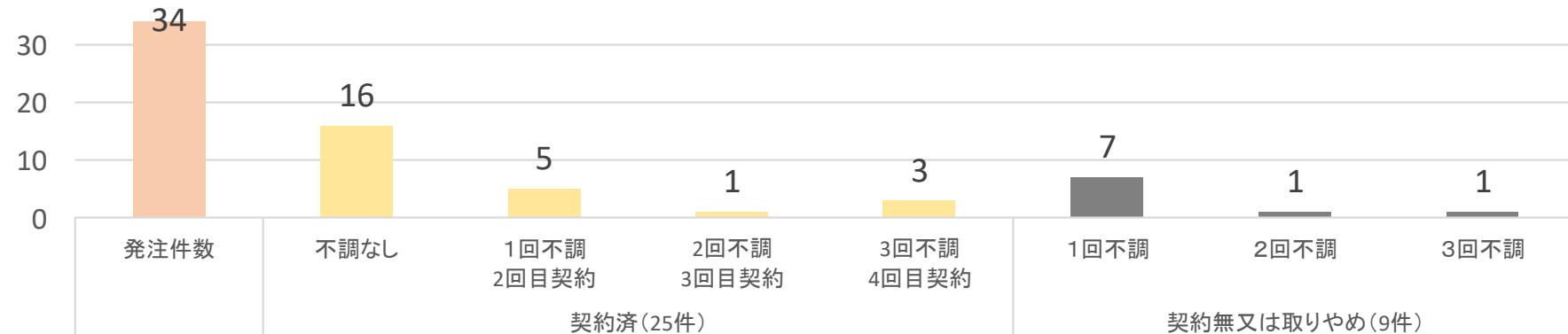
※複数年契約の業務は、実施年度毎に業務件数を計上

※R1は、令和2年3月現在契約済の件数(令和2年10月時点)

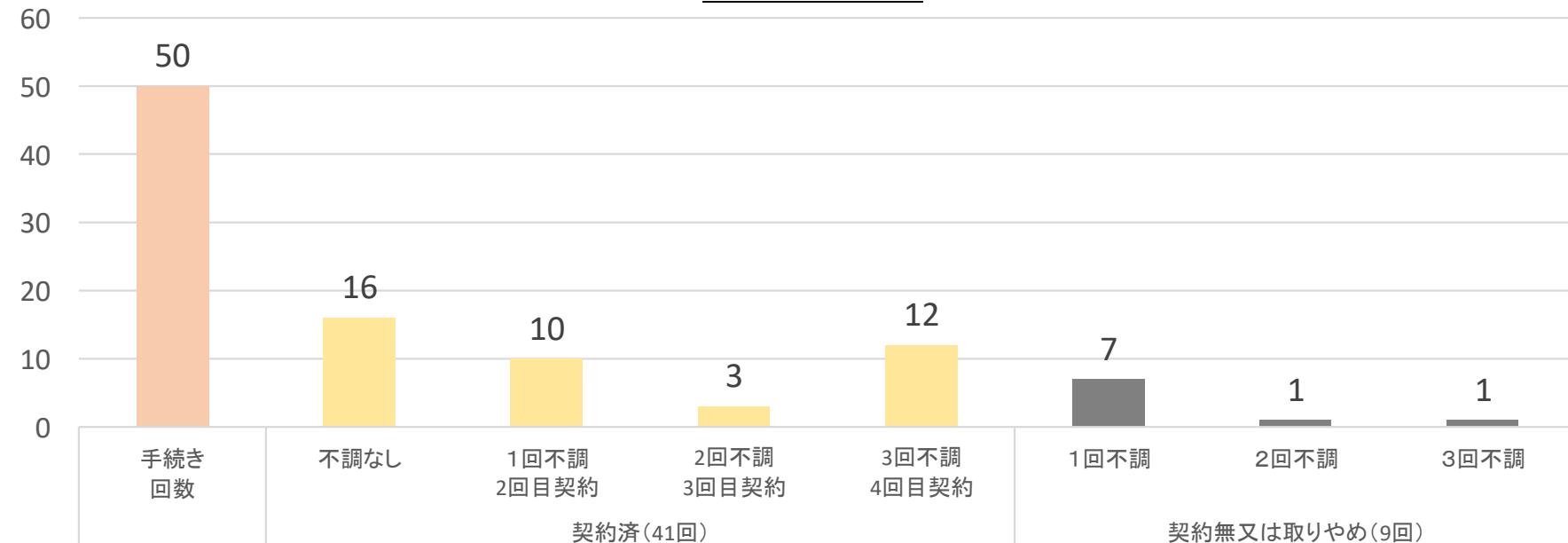
事業促進PPPの課題

- 一方で、事業促進PPPの入札不調が近年増加
- 入札不調後、再発注も生じることから事務手続きに要する手間も増加

発注件数別内訳



手続き回数別内訳



- 関東地整で、事業促進PPPの工区内の業務受注制限、常駐・専任制度の緩和策を試行
 - 一定の効果が発現していることから、ガイドラインに試行内容を反映させ改訂し、一般化を図る

事業促進PPP業務受注者の受注制限見直し

1. ③事業促進PPP業務における受注制限緩和及び常駐・専任の緩和【新規】(R2より試行)

趣旨)事業促進PPP業務の活用による、事業の円滑な促進、確実な品質確保

対象)平常時の大規模事業等に導入する事業促進PPP業務

概要)より高い技術力や経験を有する企業の参入を促すため、業務(発注者支援業務等を除く)の受注制限を廃止、
技術者の専任・常駐の緩和の試行を実施(発注者支援業務等の同時受注は不可とする。)※

【事業促進PPP】

- ・事業促進を促すため、直轄職員が柱となり、官民がパートナーシップを組み、官民双方の技術者が有する多様な知識・豊富な経験を融合させながら、事業全体計画の整理・測量・調査・設計業務等の指導・調整、地元及び関係機関等との協議・事業管理・施工管理等を行う方式。出典：国土交通省直轄の事業促進PPBに関するガイドライン

出典：国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドライン

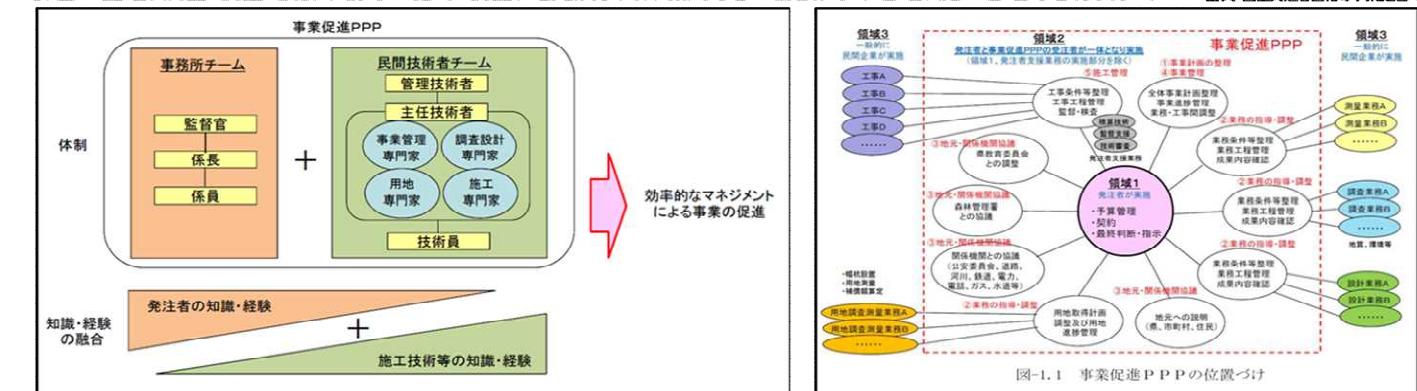


図-1.1 事業促進PPPの位置づけ

【受注制限緩和】

- 本省がガイドラインより抜粋**

2.7公平中立性
事業促進PPPの工区内の業務、工事の受注者選定では、公平中立性に留意することが必要である。

4.2課題・留意事項
事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方式や条件等について検討が必要である。

關東試行

事業促進PPPの工区内の業務の受注を可とする

発注者・受注者の業務分担の明確化

公平性・透明性確保の観点から、発注者支援業務等の同時受注制限を実施。※

【當駕·專任緩和】

関東試行	常駐	専任
管理技術者	必要なし	必要なし
主任技術者	必要	必要
担当技術者	必要 (いすむか で最低名)	必要なし

専任:必要なし(手持ち業務量を2億5件以下に制限、低入札の手持ち業務がある場合は参加不可)
常駐:主任・担当技術者のうち、最低1名は必須(常駐者の途中交代可)
※発注者の判断で常駐・専任を求めることは可
※常駐・専任を希望する場合は、競選技術者の資格の審査調整会合の定期開催日を必須とする

(参考)受注制限見直しによる効果

公示年度	新・継	事務所名	業務名	要件緩和	公示日	H31			R1						R2						備考										
						~H30.12	H31.1	H31.2	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	R1.9	R1.10	R1.11	R1.12	R2.1	R2.2	R2.3	R2.4	R2.5	R2.6	R2.7	R2.8	R2.9	R2.10	R2.11		
R1	継続	横浜国道事務所	H31・H32圏央道事業監理業務(その1)		H31.1.18	◎																									
R1	継続	横浜国道事務所	H31・H32圏央道事業監理業務(その2)		H31.1.18	◎																									
R1	継続	横浜国道事務所	H31・H32厚木秦野道路事業監理業務		H31.1.18	◎																									
R1	新	横浜国道事務所	H31・H32東京湾岸道路事業監理業務		H31.1.18	X																									
R1	新	大宮国道事務所	2019・2020年度上尾道路事業監理業務委託		H31.1.25	◎																									
R1	新	常総国道事務所	圏央道事業監理業務31K3		H31.2.1	◎																									
R1	新 2回目	常総国道事務所	牛久土浦バイパス事業監理業務31K2		H31.2.1	X	◎																								
R1	新 2回目	横浜国道事務所	H31・H32国道357号東京湾岸道路(八景島～夏島)事業監理業務		H31.3.20		X																								
R1	新 3回目	北首都国道事務所	H31・H32圏央道事業監理業務		H31.3.22	X	◎																								
R1	新 取りやめ	千葉国道事務所	湾岸蘇我地区道路事業監理業務1G12		R1.6.13													X													
R1	新 3回目	横浜国道事務所	R1・R2国道357号東京湾岸道路事業監理業務		R1.12.16															X											
R1	新	常陸河川国道事務所	R1・2国道6号日立バイパス事業監理業務	常駐専任緩和(初適用)	R1.12.19															X											
R2	新	川崎国道事務所	R2・3 国道357号三立体他事業監理業務	常駐専任緩和	R2.1.17																◎										
R2	継続	大宮国道事務所	R2・3本庄道路事業監理業務	常駐専任緩和	R2.1.24															◎											
R2	継続	千葉国道事務所	圏央道大栄横芝道路事業監理業務2G5	常駐専任緩和	R2.1.30															◎											
R2	新 2回目	高崎河川国道事務所	R2国道50号前橋笠懸道路事業監理業務	常駐専任緩和	R2.1.31														X		◎										
R2	新	利根川水系砂防事務所	R2利根川水系砂防事務所事業監理業務	常駐専任緩和	R2.2.6																X										
R2	継続	常総国道事務所	東関道水戸線道路事業監理業務2C6	(条件:受注制限緩和)(初適用)	R2.3.10																受注制限緩和のみ										
R2	継続	常総国道事務所	東関道水戸線道路事業監理業務2C7	(条件:受注制限緩和)	R2.3.10															受注制限緩和のみ											
R2	継続 2回目	大宮国道事務所	R2・3新大宮上尾道路事業監理その1業務	常駐専任緩和+受注制限緩和	R2.3.13															常駐専任緩和のみ											
R2	新 4回目	相武国道事務所	R2・R3G国道20号八王子南BP外事業監理業務	常駐専任緩和+受注制限緩和	R2.3.23		X												X	常駐専任緩和のみ											
R2	新	常陸河川国道事務所	R2年久慈川緊急治水対策プロジェクト事業監理業務	常駐専任緩和+受注制限緩和	R2.4.6																										
R2	新	常陸河川国道事務所	R2年那珂川緊急治水対策プロジェクト事業監理業務	常駐専任緩和+受注制限緩和	R2.4.6															常駐専任緩和のみ											
R2	新 3回目	川崎国道事務所	R2・3国道357号多摩川トンネル事業管理業務	常駐専任緩和+受注制限緩和	R2.7.14														X		X								◎		
R2	新	東京国道事務所	R2東京国道管内自転車通行空間整備事業監理業務	常駐専任緩和+受注制限緩和	R2.7.27															資格要件緩和のみ		資格要件緩和のみ									
R2	新 4回目	東京国道事務所	R2・3品川駅西口基盤整備事業監理業務	常駐専任緩和+受注制限緩和	R2.9.4															X										◎	

◎:契約済

■:不調対策(要件緩和)適用

+ 業務内容見直し

- 事業上流段階で事業促進PPPに参画した者が継続的に業務・工事に携わることは、品質確保、生産性向上等の観点からメリットが有
- 公平中立性、透明性の確保に留意しながら、事業促進PPPの受注者が継続的に業務・工事に携わることを過度に制限しない発注方法や条件等の検討が必要

<今後の検討案>

【受注制限の緩和】

- ・工事について、技術提案・交渉方式の活用や、緩和条件を検討

【業務特性への配慮】

- ・履行開始までの準備期間設定や、若手活用方式による管理技術者の育成

【実績の評価】

- ・業務、工事の発注にあたり、事業促進PPPの実績を評価
(事業促進PPPに従事期間中、実績がなくなることへの配慮)
- ・工事の発注にあたり、段階選抜で加点
- ・業務、工事の成績評定、表彰において配慮 等

(今後の検討課題)受注インセンティブの向上策

- デジタル化を背景に、関係者の情報・知識・経験の融合が重要となる中、事業上流のマネジメント業務に関わった者の後工程での参画を過剰に制限することは、輻輳する大規模事業等における品質確保や生産性向上を図る上での課題となる。



(今後の検討課題)担い手の確保・育成

- 事業促進PPPを継続して実施するには、「受注インセンティブの向上」だけではなく、良好な成績を上げた技術者を評価し、次の業務につながることが必要
- そのためには、設計等業務とは異なるマネジメント業務に必要な能力のあり方が重要
⇒ 高度なマネジメント能力を持つ、担い手の確保・育成に資する取組が必要

事業促進PPPで必要とされるマネジメント能力の例

一般的な設計等業務	マネジメント業務
<ul style="list-style-type: none"> ・受注者として業務を行う ・事業の一部の業務を行う ・契約内容を履行する ・特定の分野(橋梁、トンネル、舗装…) ・専門知識を活かす ・課題、条件、期限が与えられる ・調査職員との調整 ・成果物の作成が目的 ・業務遂行能力 ・定期的な報告、連絡、相談 ・チーム、技術者として動く 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者と一緒に業務を行う ・事業全体を見渡し、作業を関連づける ・別途契約される個々の業務・工事を指導・調整する ・広範な分野(調査、設計、施工、用地…) ・調査・設計者、施工者等の専門知識を引き出す、融合させる ・課題を把握し、条件、期限を決める(調査、検討、協議…) ・多岐の調整相手(地元、関係機関、施工者、本省、局…) ・事業の促進が目的 ・調整、合意形成能力(コミュニケーション、フットワーク) ・日常的な報告、連絡、相談 ・組織として動く(本省、局、所長、副所長、課長、係長…)



- マネジメント業務に必要な能力を有した者の評価
- 継続して実施することができる担い手の確保・育成

＜議論の論点＞

- 受注インセンティブ向上策として試行中の取組をガイドラインへ反映
- 今後、更なる受注インセンティブ向上策や、高度なマネジメント能力を持つ担い手を確保・育成するための方策を引き続き検討
- 事務局から提示する案についてご意見を頂きたい。
 - ・ 更なる受注インセンティブの向上を図るにあたり、取り組むべき事項はないか
 - ・ 担い手の確保・育成の取組にあたり、留意すべき事項は何か

ご意見を踏まえた検討



- ・ 試行中の取組のガイドラインへの反映は、令和3年度以降に適用
- ・ 今後の検討方策について、試行に向け検討

業務の手持ち業務量緩和について

手持ち業務量の緩和

- 建設コンサルタント業務等は、管理技術者等が個々の業務の担当技術者を統括して、複数の業務を同時進行で実施することが通常
- 業務量の集中、労働条件の悪化等による業務成果品の品質低下を防ぐため、手持ち業務量を設定

建設コンサルタント業務等の入札・契約手続の運用について

建設省厚契発第43号平成12年12月6日

(略)

4) 業務実施上の条件

① 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする

・手持ち業務量

平成〇年〇月〇日現在の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)

管理技術者: **全ての手持ち業務の契約金額合計が〇円未満かつ手持ち業務の件数が〇件未満である者**

(略)

【注:「手持ち業務」は契約金額が500万円以上の業務を対象とする。】

【注:「〇円」は4億円程度、「〇件」は10件程度を基本とし、業務内容に応じて適宜設定するものとする。】

(以下略)

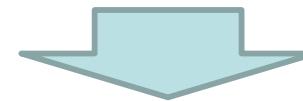
【状況の変化】

<新たな業種の発生>

- ・事業促進PPPの導入・拡大(H24から導入)
- ・当該業務の契約金額は概ね120百万円/件

<契約額の変化>

- ・当時は平均契約額を4,000万円/件を想定と思料
- ・R1年度完了業務の平均は約4,500万円/件
発注ロットの変化等が原因と思料



- ・手持ちの金額が、上限に達しやすくなっている、災害復旧等、緊急時への対応に支障が生じる懸念がある
- ・新たな業種の発生や契約額の変化・物価の変動等を考慮した上で、手持ち金額を緩和すべきではないか

(参考)事業促進PPPの契約額

○事業促進PPP等の1件当たりの平均契約額は土木コンサルタント業務の約2.6倍

- ・土木コンサルタント業務: 約45百万円(全体件数 約7,500件)

- ・事業促進PPP等 : 約118百万円(全体件数 89件)※全体の3割以上が100百万円以上

○土木コンサルタント業務

(千円)

	平均契約額	件数
北海道	25,593	1,224
東北	51,971	840
関東	59,249	921
北陸	40,891	539
中部	51,543	794
近畿	48,071	1,040
中国	46,696	609
四国	44,234	490
九州	42,313	968
沖縄	49,756	124
全国	45,006	7,549

○事業促進PPP等

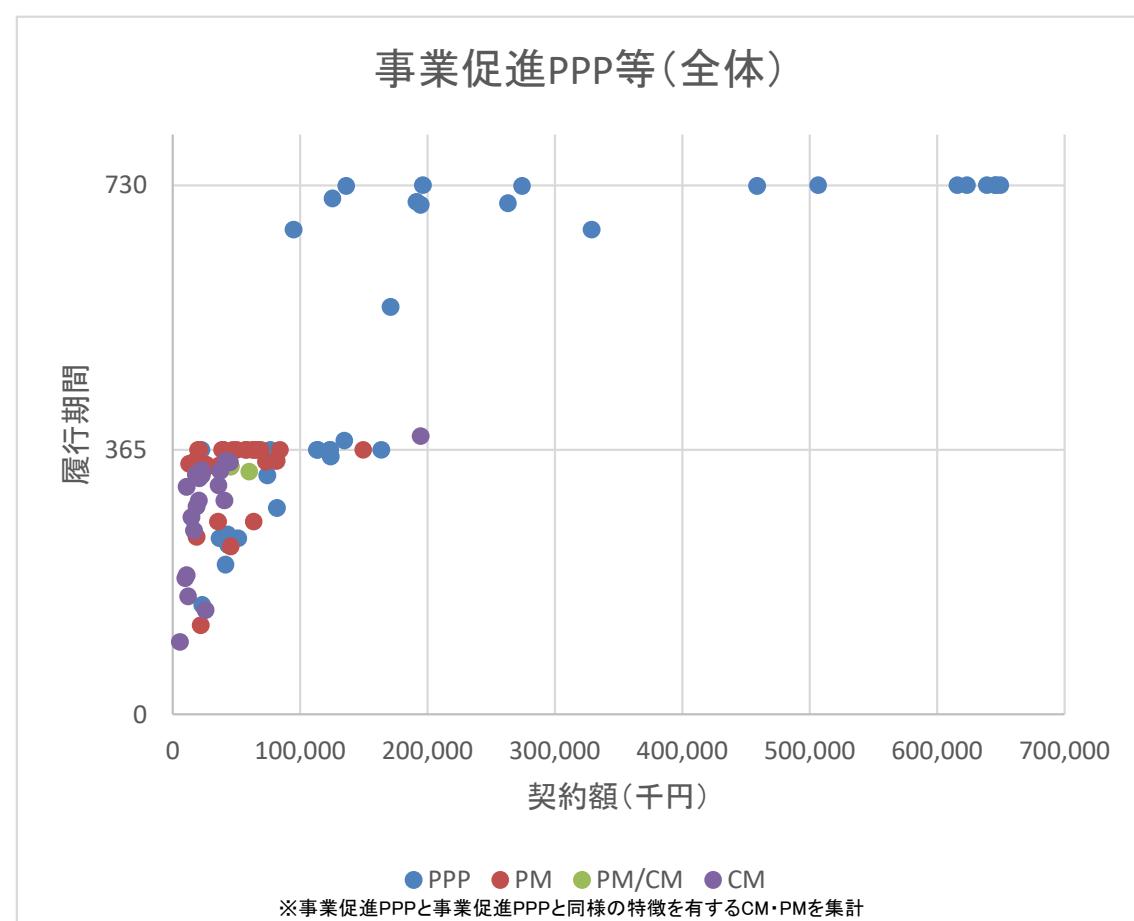
(千円)

	平均契約額	件数
北海道	77,495	4
東北	618,088	7
関東	89,151	12
北陸	28,248	4
中部	36,503	13
近畿	103,036	16
中国	146,897	5
四国	72,691	10
九州	50,561	15
沖縄	104,196	3
全国	117,696	89

※事業促進PPP等

事業促進PPPと事業促進PPPと同様の特徴を有するCM・PMを集計
※R1年度完了業務を集計(令和2年10月時点)、契約額は最終契約額

事業促進PPP等(全体)



● PPP ● PM ● PM/CM ● CM

※事業促進PPPと事業促進PPPと同様の特徴を有するCM・PMを集計

＜議論の論点＞

- 手持ち業務量の運用を定めた平成12年以降、新たな業務の発生や平均業務契約価格の変動等により状況が変化
- これらの状況変化を考慮して金額の制限を緩和
- 事務局から提示する案についてご意見を頂きたい。
 - ・今後、管理技術者等への業務量の集中による業務成果品の品質低下に配慮しつつ、手持ち業務量のあり方を検討するにあたり、留意すべき事項は何か

ご意見を踏まえた検討

令和3年度以降の業務の評価に適用

「地域の守り手」確保のためのプロポーザル方式の活用

<背景>

- これまで地域企業の活用拡大と育成の取組は、総合評価落札方式や価格競争方式で実施
- 昨年度改正の品確法運用指針において「地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。」と規定

<本日ご意見を頂きたい点>

- プロポーザル方式のうち、地域に精通していることで、より品質の高い成果が期待できる業務を適切に評価する取組を検討
 - 1) 地域に精通した者の技術提案の適切な評価を図るために、地域特性を踏まえた評価テーマをガイドラインに位置づけ
 - 2) 一定の地域内における同種・類似業務の実績を有する者が、より地域に精通した業務特性を理解できると考えられることから、原則地域精通度を採用・評価
- 「地域の守り手」確保のためのプロポーザル方式の活用（事務局案）について、ご意見を頂きたい

- 地域の守り手の中長期的な育成・確保の観点から、これまで「地域企業の活用拡大と育成の取組」を実施
- 地域企業の活用拡大の試行は、総合評価落札方式や価格競争を対象に実施
- 昨年度改正の品確法運用指針において「地域特性を踏まえた検討が必要となる業務においては、プロポーザル方式により技術提案を求める。」と規定
- これまでプロポーザル方式は、技術的に高度又は専門的な技術が要求される業務を対象としてきたが、今後、特に地域に精通していることで、より品質の高い成果が期待できる業務についてもプロポーザル方式への導入に向けて検討

これまでの主な地域企業の活用拡大・育成の取組

①自治体実績の評価

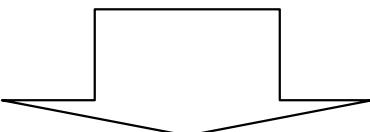
国の実績を有していない場合、自治体の同種・類似業務実績に基づき、成績点を算定

②業務チャレンジ型

地域要件(本店等)の設定、本店等の所在地による評価、地域精通度による評価、成績・表彰の評価を減ずる／評価しない等の組み合わせ

③地域実績を重視した評価

企業及び技術者の業務成績を地整内業務の平均点で評価 等



価格競争・総合評価のみで実施
プロポーザル方式では実施していない

1) 地域に精通した者の技術提案の適切な評価を図る

- 「地域特性を踏まえた検討」が適切に行われることにより、成果品質の向上や、後工程への引き継ぎの円滑化につながる業務特性を整理
- 抽出した業務において、プロポーザル方式の対象業務として、地域特性を踏まえた評価テーマの設定について、ガイドラインに位置づけることを検討

地域特性を踏まえた評価テーマの設定が考えられる業務の例

業務区分(例)	業務内容(例)
現地作業が必要となる業務	・現場作業において、地域住民への配慮、関係行政機関との調整が必要となる業務 河川・道路)〇〇調査業務、〇〇利用状況調査、〇〇台帳作成業務
地域課題を踏まえた対策検討が必要となる業務	・渋滞対策、事故対策等、地域課題を踏まえた検討が必要となる業務 道路)〇〇渋滞対策検討業務、〇〇交通安全対策検討業務
地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務	・防災・構造物点検、自然条件等、地域特有のリスクに関する知見が必要となる業務 河川・道路)〇〇防災点検業務、〇〇構造物点検業務、〇〇リスク検討業務
地元及び関係行政機関等との協議・調整が必要となる業務	・計画や設計にあたり、地元及び関係行政機関等との協議・調整を適切に行うことにより、成果品の品質や、後工程への引き継ぎの改善につながる業務 河川・道路)〇〇設計業務、〇〇協議会資料作成業務、〇〇施工計画検討業務、
地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務	・事業の計画・評価において、地域の特色や意向を踏まえた検討が必要となる業務 河川・道路)〇〇利活用検討業務、〇〇地域連携調査業務、〇〇効果整理業務

※このほか、現地で検討体制を構築し検討を行うことが有用な業務等も対象に加えることも検討

(参考)評価テーマの設定事例

【例1】

地域課題を踏まえた対策検討が必要となる業務
※交通安全対策業務の場合

評価テーマ

●●交差点～○○交差点間における交通事故対策検討について、季節や時間帯で生じえる危険性とそれに対する対応案について

(評価テーマの趣旨)

- ・事故状況図だけではわからない、「季節や時間帯」といった地域ならではの特徴を踏まえて設定

季節：繁忙期に抜け道と使われる特性有等

時間帯：通勤通学時間帯のみでなく、大型車の物流が多く出入りする時間帯が有等

【例2】

地域特有のリスクに関する知見が必要なる業務
※構造物点検業務の場合

評価テーマ

●●出張所管内における構造物の点検について構造物の劣化原因を適格にとらえるために必要な点検手法について

(評価テーマの趣旨)

- ・単なる状況確認ではなく、劣化の原因を的確に把握することが修繕計画の策定に有用

地域性：海岸沿いで季節的に越波が有等

交通特性：橋やトンネルが狭隘で大型車の通行が多いため、端部の損傷が発生しやすい等



貸与資料の分析からの提案だけでなく、地域特性を把握した者からの有用な技術提案・業務遂行を期待

2) 一定の地域内における同種・類似業務の実績は原則地域精通度に採用・評価

- これまでプロポーザル方式は「必要に応じて」地域精通度を採用・評価
- 特に地域特性を踏まえた検討を行うことにより、成果品質の向上や後工程への引き継ぎの円滑化につながる特性を有する業務は、一定の地域内における同種・類似業務の実績を有する者が、より地域に精通した業務特性を理解できると考えられることから、原則地域精通度の採用・評価を検討

<地域精通度採用・評価のイメージ>

- ・地域特性を踏まえた評価テーマ※を設定する業務を対象とする

※ガイドラインに位置づけを予定

- ・一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務が有の場合評価

※地域要件(一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所の有無」)はこれまでと同様、評価の対象としない

評価方法の例

評価項目		評価の着目点		
		判断基準		
情報収集力	地域精通度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】		平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。
				※参考資料: 地域特性を踏まえた評価テーマ

表 1-1 発注方式別の地域要件及び地域精通度の考え方

	地域要件	地域精通度
プロポーザル方式	×	○ → ■
総合評価落札方式	○	○
価格競争方式	◎ (十分な競争参加者数が確保されない場合はこの限りでない)	(指名競争を行う場合の指名時の評価指標として、一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務の有無を評価する場合がある)

◎: 適宜採用・評価する ○: 必要に応じて採用・評価 ×: 採用・評価しない

注1) 地域要件: 一定の地域内における「本店」又は「本店、支店又は営業所」の有無

注2) 地域精通度: 一定の地域内における企業・技術者の同種・類似業務実績の有無

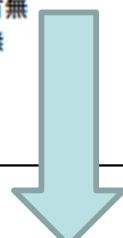
採用・評価の見直し案

◎: 原則、採用・評価

○: 必要に応じて採用・評価

■: 地域特性を踏まえた評価テーマを設定した業務は原則、採用・評価

×: 採用・評価しない



<議論の論点>

- プロポーザル方式のうち、地域に精通していることで、より品質の高い成果が期待できる業務を適切に評価する取組を検討
- 地域特性を踏まえた評価テーマをガイドラインに位置づけ、地域に精通した者の技術提案を適切に評価
- 一定の地域内における同種・類似業務の実績を有する者が、より地域に精通した業務特性を理解できると考えられることから、原則地域精通度を採用・評価
- 事務局から提示する案についてご意見を頂きたい。
 - ・ 地域の担い手確保のために、更なる改善に向けて、取り組むべき事項はないか

ご意見を踏まえた検討

- ・ 今後の改善方策について引き続き検討